

中部運輸局
自動車交通部

令和5年4月12日 14時00分発表

連絡先 中部運輸局自動車交通部
旅客第二課 江口、細川、松本
Tel 052-952-8036

三重地区タクシーの運賃改定「必要」と判断

令和4年9月29日に三重地区の法人タクシー事業者からタクシー運賃改定要請があり、受付期間中に運賃改定要請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が、三重地区の法人タクシー事業者の全体車両数の7割以上に達したため、運賃改定要否について判定を行った結果、運賃改定が必要と判断しましたのでお知らせします。

運賃改定要否の判定にあたって、運賃改定要請を行った事業者の中から標準的経営を行っている事業者（標準能率事業者）を選定し、実績年度（令和3年4月～令和4年3月）の収入及び原価などにより収支率を算定、実績年度の加重平均収支率が100%を下回っていたため、運賃改定が必要と判断したものです。

今後、標準能率事業者の中から複数の原価計算対象事業者を抽出し、原価計算書の提出を求め、運賃改定に係る審査手続きを経て、新運賃の公表を行ってまいります。

記

1. 運賃改定要請受付期間

令和4年9月29日～令和4年12月28日

2. 運賃改定要請状況

- | | | | |
|--------------|--------|-----------|---------|
| (1) 要請事業者数 | 18者 | (地区法人事業者数 | 46者) |
| (2) 要請事業者車両数 | 877両 | (地区法人車両数 | 1,134両) |
| (3) 要請率 | 77.34% | | |

3. 運賃改定要請の内容（普通車距離制運賃抜粋）

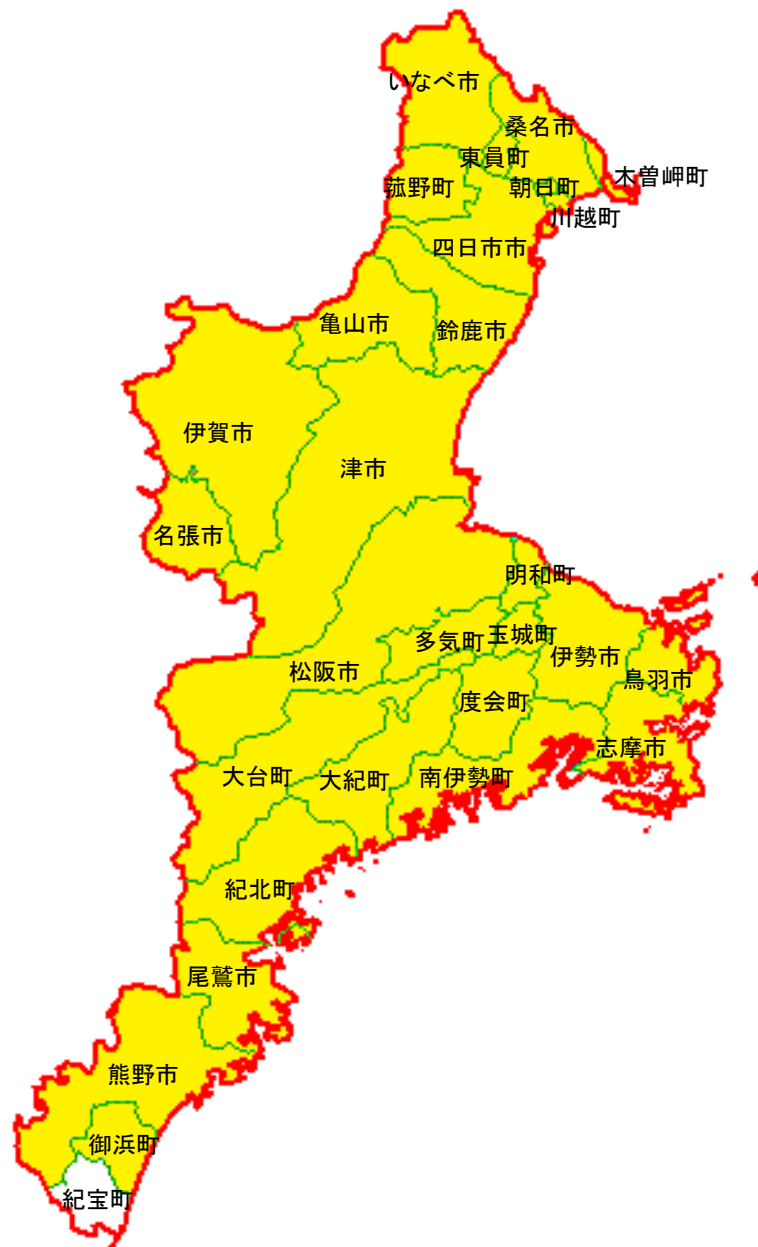
- | | | |
|----------|-----------|----------|
| (1) 初乗運賃 | 1.0～1.2km | 590～700円 |
| ※現行上限運賃 | 1.2km | 590円 |
| (2) 加算運賃 | 133～235m | 80～100円 |
| ※現行上限運賃 | 222m | 80円 |

【実施時期】

令和5年夏頃を予定

【三重地区（運賃が適用される地域、下地図の黄色部分です。）】

三重県14市15町のうち、南牟婁郡紀宝町を除く14市14町の地域



【参考】

【一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金認可申請の審査基準について】 抜粋
平成14年1月18日付け中運局公示第249号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要否の判断基準（別紙1）

■標準能率事業者の選定基準

運賃適用地域内において、改定申請事業者の中から標準的経営を行っている事業者を標準能率事業者として選定する。

この場合の標準能率事業者とは、次の基準に該当する者を除いた者とする。

1. 原価標準基準

- (1) 1人1車制個人タクシー事業者及び小規模個人経営者（5両以下）
- (2) 3年以上存続していない事業者
- (3) 最近の事業年度（1年間）の期間中に事業の譲渡、譲受若しくは合併した事業者又は長期にわたって労働争議のあった事業者
- (4) 決算期を変更したため、最近1年間の実績収支の確定のできない事業者
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業を経営する事業者にあつては、全事業営業収入に対する乗用部門の営業収入の割合が50%に満たない事業者
- (6) 料金について標準的なものと大幅に異なるものを設定している事業者
- (7) 災害、その他の事由によって異常な原価が発生し、当該地域の原価の標準を算定するために適当と認められない事業者

2. サービス標準基準

- (1) 事業用自動車の平均車齢が、当該運賃適用地域の全事業者の平均値に比較して、特に高いと認められる事業者
- (2) タクシーサービスの著しく不良な事業者
- (3) 安全運行を怠り、事故を多発している事業者

3. 効率性基準

- (1) 運賃適用地域の事業者のうち、年間平均実働率の水準が、当該地域内の全事業者の上位から概ね80%の順位にある水準以下の事業者
- (2) 運賃適用地域の事業者のうち、生産性（従業員1人当り営業収入）の水準が、当該地域内の全事業者の上位から概ね80%の順位にある水準以下の事業者

■運賃改定要否判定基準

標準能率事業者について、実績年度及び実績年度の翌年度の適正利潤を含む加重平均収支率がいずれも100%を超える場合には、運賃改定を行う必要がないものとする。

連絡先 中部運輸局自動車交通部
旅客第二課 江口、北口、松本
Tel 052-952-8036

三重地区のタクシー運賃改定要請のお知らせ

令和4年9月29日、三重県四日市市の四日市つばめ交通株式会社から下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃変更要請書が提出されましたのでお知らせします。

なお、三重地区（※1）において、本要請の日から3ヶ月の間に要請書等を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※2）が7割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

1. 要請者

法人名：四日市つばめ交通株式会社
住 所：三重県四日市市富士町7番1号

2. 公定幅運賃変更要請の概要（普通車要請分）

【初乗運賃】

車種区分	要請運賃	現行運賃
普通車	1.05kmまで 650円	1.2kmまで 590円

【加算運賃】

車種区分	要請運賃	現行運賃
普通車	232mまで 100円	222mまで 80円

（※1）三重地区（運賃が適用される地域、次ページ略図参照）
三重県14市15町のうち、南牟婁郡紀宝町を除く14市14町の地域

（※2）三重地区 事業者数及び車両数（令和4年9月29日現在）
事業者数：46者
車両数：1,134両 ※7割以上=794両

※令和4年12月22日まで掲載していた「（※2）車両数」の記載に誤りがありましたので同日修正いたしました。